

消したはず 決めつけないで もう一度



「119の日」である11月9日（水）から15日（火）までの1週間、「消したはず 決めつけないで もう一度」を全国統一の標語として「平成23年秋の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、皆さんの火災予防への意識を高めることによって、火災の発生を防止し、死傷者の発生の予防、財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんも、住宅用火災警報器や消火器の設置・点検を行なつていただくとともに、火を取り扱う場合には、細心の注意をお願いします。

許可が必要です 畦焼きなどの火入れには

火災などの災害を未然に防止するためには、町民の皆さんのご理解ご協力が必要不可欠です。

火を取り扱うことは、さまざまな法律で禁止され、また禁止されていなくても許可が必要な場合があります。「火入れ」に関しても、適切な手続きを行つていただくことで、消防署や役場が火入れに関する情報を把握することができ、万が一、火災が発生した場合、迅速な対応が可能となります。

皆さん的生命・財産を守るためにも、火入れを行う際は次の点にご注意ください。

●火入れについて

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良のために火入れを行う場合には、火入れを開始する7日前までに、役場に「火入れ許可申請書」を提出してください。

●提出先

● 黒潮消防署 ☎ 55-2500

※申請書、届出書は、左記お問い合わせ先および黒潮消防署にあります。必要な方はご連絡ください。

入れ許可証」を交付します。（火入れを行うことに問題がある場合は許可できず、火入れ許可証の交付はしません。）

提出先

● 本庁 総務課 消防防災係

☎ 43-2112（直通）

● 佐賀支所 地域住民課
総合窓口 第1係

☎ 55-3113（直通）

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器の設置は今年6月1日より義務化されています。火災の脅威から「生命」や「財産」を守るためにも、一日も早い設置をお願いします。

- 住宅用火災警報器はホームセンターなどで販売しています。
- 取り付けは、製品に付属している取扱説明書に従って、安全な足場を確保して行いましょう。
- 寝室と、1階以外に寝室がある場合はその階の階段上に設置してください。また義務ではありませんが、台所などへの設置もおすすめします。

